

民生常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 17 号 令和 4 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
3 款 民生費	全部	
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目18節八戸圏域水道企業団負担金、11目、13目、14目18節、23節を除く
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、健康づくり推進基金積立金、こども未来基金積立金、5 目 2 節、3 節、4 節、11 節、12 節、13 節
9 款 消防費	3 項 戸籍住民基本台帳費	
第 2 条 繰越明許費中	1 項 消防費	3 目を除く
9 款 消防費	全部	
4 款 衛生費	全部	
3 款 民生費	全部	

- 議案第 35 号 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 令和 4 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 議案第 27 号 令和 4 年度八戸市霊園特別会計補正予算
- 議案第 21 号 令和 4 年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 30 号 令和 4 年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第 28 号 令和 4 年度八戸市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 29 号 令和 4 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算
- 議案第 19 号 令和 4 年度八戸市立市民病院事業会計補正予算
- 議案第 37 号 損害賠償の額を定めることについて

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 懲戒権に関する規定について（第26条を削除）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に規定する懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するもの。

改正前	改正後
懲戒に係る権限の濫用を禁止する。	(削除)

(2) 第26条の削除に伴う文言の修正を行うもの。

3 施行期日

公布の日